

平成15年7月7日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ニ ッ シ ン  
代表者の役職氏名 代表取締役社長 寄岡邦彦  
(コード番号：8571 東証第一部)  
問 い 合 せ 先 常務取締役管理本部長 檜垣均  
電 話 番 号 (代表) 03 - 3348 - 2424

## 新株予約権方式によるストックオプションの発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、商法第280条ノ20および第280条ノ21並びに平成15年6月24日開催の第44期定時株主総会決議に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

1. 新株予約権の発行日  
平成15年7月16日とする。
2. 発行する新株予約権の総数  
13,500個とし、本件新株予約権1個あたりの目的たる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、100株とする。
3. 新株予約権の発行価額  
無償とする。
4. 新株予約権の目的たる株式の種類および数  
当社普通株式1,350,000株とする。  
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株に満たない端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社を吸収合併し若しくは他社と新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は、当社が会社の分割を行う場合、当社は必要と認める目的たる株式の数の調整を行うことができる。この場合においては、前述のただし書の規定を準用する。

## 5. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 新株予約権の行使にあたり払い込むべき金額は、新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株あたりの払込価額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、平成15年6月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.10を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、その金額が新株予約権を発行する日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、それに先立つ直近日の終値とし、以下同様とする。)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

(2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が、新株予約権発行後、時価を下回る価額で、新株の発行(新株予約権の行使又は平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権及び同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使を除く。)又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの払込価額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「1株あたりの時価」とは、調整後行使価額を適用する日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の終値とする。また、「既発行株式数」とは、新株発行が行われた場合はその割当日における発行済株式総数とし、自己株式が処分された場合は調整後行使価額を適用する日の前日における発行済株式総数から処分する自己株式の総数を控除した数とする。自己株式の処分の場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株あたりの払込価額」を「1株あたりの処分価額」に各々読み替えるものとする。

(3) 当社が他社を吸収合併し若しくは他社と新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は、当社が会社の分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

## 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額

平成15年7月16日に確定する。

## 7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れる額

発行価額中資本に組入れる額は、行使価額(調整された場合は調整後の行使価額)に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた金額とする。

## 8. 新株予約権の行使期間

平成 15 年 8 月 1 日から平成 18 年 7 月 31 日までとする。

## 9. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、以下のいずれかに該当することを要するものとする。

当社又は当社の完全子会社の取締役若しくは監査役

当社又は当社の完全子会社と顧問契約又は嘱託契約を締結している者

当社又は当社の完全子会社の従業員(他社に出向している社員を含む。)

(2) 新株予約権者は、前項のいずれにも該当しないこととなった場合、新株予約権割当契約に別途定める場合を除き、直ちに、新株予約権を行使する権利を失うものとする。

(3) 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、新株予約権者は、下記のいずれかに該当する場合、所定の期間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、権利行使期間外は、いかなる場合も、新株予約権を行使することはできないものとする。

第 1 項第 1 号に該当する者において、任期満了により当社又は当社の完全子会社の取締役若しくは監査役を退任した場合：退任の日から 90 日間

第 1 項第 2 号に該当する者において、当社若しくは当社の完全子会社と顧問との間の顧問契約又は当社若しくは当社の完全子会社と嘱託との間の雇用契約が終了した場合：終了の日から 90 日間。

第 1 項第 3 号に該当する者において、就業規則に定める定年により当社又は当社の完全子会社を退職した場合、：退職の日から 90 日間

新株予約権者が当社と出資関係又は営業上の関係を有する会社の取締役又は監査役として選任され若しくは従業員として採用された場合で、当社取締役会が新株予約権の行使を認めた場合：取締役会の定める期間。

(4) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができないものとする。

(5) 新株予約権の質入れその他の処分は認めないものとする。

(6) 新株予約権者に法令又は当社内部規律に違反する行為があった場合、当該新株予約権者は新株予約権を行使することができないものとする。

(7) 新株予約権者は、一度の手續において、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

(8) その他権利行使に関する条件については、新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。ただし、1 個の新株予約権の部分行使は認めない。

## 10. 新株予約権の消却事由および条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で消却することができるものとする。

(2) 新株予約権者が、新株予約権を取得した後権利行使をする前に、新株予約権を行使できなくなった場合は、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で消却することができるものとする。

11. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するためには、取締役会の決議を要する。

12. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求があった場合に限り、これを発行すべきものとする。

13. 新株予約権の割当てを受ける者

当社取締役会が指定する当社及び当社の完全子会社の取締役、監査役、顧問、嘱託並びに従業員（他社に出向している社員を含む。）合計 183 名に割当てする。

ご参考

- |                        |                  |
|------------------------|------------------|
| 1. 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成 15 年 5 月 12 日 |
| 2. 第 44 期定時株主総会の決議日    | 平成 15 年 6 月 24 日 |

以 上